



小松島市木造住宅耐震化促進事業

市住宅課では、市内にある木造住宅の耐震診断や診断の結果、大規模な地震で倒壊の可能性があるとして診断された住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助しています。(次の①~⑤の支援制度があります。)

※木造住宅の耐震診断申込から工事完了までの補助申請をワンストップで行える制度「住まいの耐震改修支援パック」により、申請手続きなどが簡略化されます。詳しくは、市住宅課までお問い合わせください。

令和2年4月13日(月)から受付開始

①耐震診断支援事業

平成12年5月31日以前に着工された木造住宅(空家も含む)で、次の要件を全て満たすものが対象です。

◎在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法等による住宅(丸太工法やプレファブ工法は除く)

◎地上3階までの住宅(戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含む)

※空き家でも申請可

【受付期限】 令和2年12月25日(金)まで ※土日祝日は除く

【自己負担金】 一戸建て：3千円 / 二戸建て以上(共同住宅など)：6千円

【申込方法】 ご希望の方は、建物の登記簿謄本または建築確認通知書等とはんこをご持参の上、お申し込みください。
(共同住宅などの場合は、居住者全員の同意が必要です)

●補強計画の提案が受けられます

耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された場合、耐震性を向上させる補強方法、概算工事費等の提案を受けることができます。

◎耐震シェルター設置や住替え(除却)を予定の方はお申し込みできません

◎耐震診断を受けられた時期が平成25年度以前の場合は耐震診断から行う必要があります

【自己負担金】 6千円

②木造住宅耐震改修支援事業(本格改修)

改修後の上部構造評点を1.0以上とする耐震改修工事(建て替え工事は該当しません。)費用を補助します。

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

◎市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評点が1.0未満と診断された住宅

◎補助金の交付決定後に着手し、令和3年2月26日(金)までに、市に完了実績報告書を提出できる工事であること

◎過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと

※空き家でも申請可

支援を受けるには、次の工事・活動を行っていただく必要があります。

◎高さ1.5m以上の家具を固定する工事を併せて実施

◎のぼり旗設置や見学会等への協力

◎県登録の施工者等が施工

◎分電盤タイプの感震ブレーカーの設置

【受付期限】 令和2年11月30日(月)まで ※土日祝日は除く(申込先着順)

【補助金額】 耐震改修工事費の5分の4以内(最大100万円)+感震ブレーカー設置費用(10万円)を補助します。



【お問い合わせ・申込先】 市住宅課(市役所2階) ☎32・2120 / FAX 32・7800

Mail:juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp